

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2024年12月27日提出
【計算期間】	第29期中(自 2024年3月28日至 2024年9月27日)
【ファンド名】	アジア未来成長株式ファンド
【発行者名】	ベアリングス・ジャパン株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 華 文傑
【本店の所在の場所】	東京都中央区京橋二丁目2番1号 京橋エドグラン
【事務連絡者氏名】	宮本 久美子
【連絡場所】	東京都中央区京橋二丁目2番1号 京橋エドグラン
【電話番号】	03-4565-1058
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1 【ファンドの運用状況】

【アジア未来成長株式ファンド】

以下の運用状況は2024年 9月30日現在です。
・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	7,309,108,384	100.01
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	△1,060,007	△0.01
合計（純資産総額）		7,308,048,377	100.00

(2) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第19計算期間末（2015年 3月27日）	7,880	7,955	5.2670	5.3170
第20計算期間末（2016年 3月28日）	6,554	6,621	4.9296	4.9796
第21計算期間末（2017年 3月27日）	6,606	6,670	5.1324	5.1824
第22計算期間末（2018年 3月27日）	8,329	8,392	6.5888	6.6388
第23計算期間末（2019年 3月27日）	6,590	6,653	5.2478	5.2978
第24計算期間末（2020年 3月27日）	5,230	5,284	4.8296	4.8796
第25計算期間末（2021年 3月29日）	9,365	9,472	8.7923	8.8923
第26計算期間末（2022年 3月28日）	8,057	8,159	7.9183	8.0183
第27計算期間末（2023年 3月27日）	7,167	7,219	6.8589	6.9089
第28計算期間末（2024年 3月27日）	7,308	7,355	7.7165	7.7665
2023年 9月末日	7,355	—	7.2438	—
10月末日	7,080	—	7.0041	—
11月末日	7,247	—	7.2455	—
12月末日	7,008	—	7.0995	—
2024年 1月末日	6,783	—	6.9910	—
2月末日	7,172	—	7.4776	—
3月末日	7,357	—	7.7346	—
4月末日	7,510	—	8.0301	—
5月末日	7,587	—	8.1754	—
6月末日	8,081	—	8.7484	—
7月末日	7,106	—	7.7659	—
8月末日	6,859	—	7.5264	—
9月末日	7,308	—	8.0371	—

② 【分配の推移】

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第19期	2014年 3月28日～2015年 3月27日	0.0500

第20期	2015年 3月28日～2016年 3月28日	0.0500
第21期	2016年 3月29日～2017年 3月27日	0.0500
第22期	2017年 3月28日～2018年 3月27日	0.0500
第23期	2018年 3月28日～2019年 3月27日	0.0500
第24期	2019年 3月28日～2020年 3月27日	0.0500
第25期	2020年 3月28日～2021年 3月29日	0.1000
第26期	2021年 3月30日～2022年 3月28日	0.1000
第27期	2022年 3月29日～2023年 3月27日	0.0500
第28期	2023年 3月28日～2024年 3月27日	0.0500
当中間期	2024年 3月28日～2024年 9月27日	—

③【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（％）
第19期	2014年 3月28日～2015年 3月27日	26.22
第20期	2015年 3月28日～2016年 3月28日	△5.46
第21期	2016年 3月29日～2017年 3月27日	5.13
第22期	2017年 3月28日～2018年 3月27日	29.35
第23期	2018年 3月28日～2019年 3月27日	△19.59
第24期	2019年 3月28日～2020年 3月27日	△7.02
第25期	2020年 3月28日～2021年 3月29日	84.12
第26期	2021年 3月30日～2022年 3月28日	△8.80
第27期	2022年 3月29日～2023年 3月27日	△12.75
第28期	2023年 3月28日～2024年 3月27日	13.23
当中間期	2024年 3月28日～2024年 9月27日	3.92

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（参考）

アジア未来成長株式マザーファンド

以下の運用状況は2024年 9月30日現在です。
・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	中国	2,076,168,439	26.44
	台湾	1,888,411,342	24.05
	韓国	1,417,199,555	18.05
	ケイマン	736,682,558	9.38
	香港	483,421,062	6.16
	インド	323,914,291	4.12
	インドネシア	177,107,312	2.26
	フィリピン	154,708,880	1.97
	タイ	126,815,724	1.61

	マレーシア	96,878,623	1.23
	ベトナム	65,424,942	0.83
	イタリア	60,618,428	0.77
	小計	7,607,351,156	96.87
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	245,585,238	3.13
合計（純資産総額）		7,852,936,394	100.00

2 【設定及び解約の実績】

【アジア未来成長株式ファンド】

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第19期	2014年 3月28日～2015年 3月27日	116,850,345	394,789,319
第20期	2015年 3月28日～2016年 3月28日	94,919,079	261,465,780
第21期	2016年 3月29日～2017年 3月27日	89,902,866	132,432,706
第22期	2017年 3月28日～2018年 3月27日	261,025,563	284,020,323
第23期	2018年 3月28日～2019年 3月27日	192,199,676	200,454,587
第24期	2019年 3月28日～2020年 3月27日	118,094,310	291,095,653
第25期	2020年 3月28日～2021年 3月29日	190,289,836	208,010,323
第26期	2021年 3月30日～2022年 3月28日	106,961,720	154,548,167
第27期	2022年 3月29日～2023年 3月27日	104,900,482	77,527,867
第28期	2023年 3月28日～2024年 3月27日	61,451,039	159,358,775
当中間期	2024年 3月28日～2024年 9月27日	27,283,134	65,053,346

3 【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの中間財務諸表は、第29期中間計算期間（2024年 3月28日から2024年 9月27日まで）について、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に掲記される科目その他の事項の金額については、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第29期中間計算期間（2024年 3月28日から2024年 9月27日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による中間監査を受けております。

【アジア未来成長株式ファンド】

（１）【中間貸借対照表】

	(単位：円)	
	第28期計算期間末 (2024年 3月27日現在)	第29期中間計算期間末 (2024年 9月27日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	7,418,104,212	7,357,644,219
未収入金	3,549,506	3,590,448
流動資産合計	7,421,653,718	7,361,234,667
資産合計	7,421,653,718	7,361,234,667
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	47,354,172	-
未払解約金	3,549,506	3,590,448
未払受託者報酬	3,775,426	3,968,991
未払委託者報酬	58,481,048	61,661,735
その他未払費用	314,286	314,286
流動負債合計	113,474,438	69,535,460
負債合計	113,474,438	69,535,460
純資産の部		
元本等		
元本	947,083,444	909,313,232
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	6,361,095,836	6,382,385,975
（分配準備積立金）	2,589,515,311	2,414,217,058
元本等合計	7,308,179,280	7,291,699,207
純資産合計	7,308,179,280	7,291,699,207
負債純資産合計	7,421,653,718	7,361,234,667

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第28期中間計算期間 自 2023年 3月28日 至 2023年 9月27日	第29期中間計算期間 自 2024年 3月28日 至 2024年 9月27日
営業収益		
有価証券売買等損益	441,787,865	355,482,535
営業収益合計	441,787,865	355,482,535
営業費用		
受託者報酬	4,026,470	3,968,991
委託者報酬	62,639,520	61,661,735
その他費用	314,286	314,286
営業費用合計	66,980,276	65,945,012
営業利益又は営業損失（△）	374,807,589	289,537,523
経常利益又は経常損失（△）	374,807,589	289,537,523
中間純利益又は中間純損失（△）	374,807,589	289,537,523
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	27,701,532	20,648,290
期首剰余金又は期首欠損金（△）	6,122,451,763	6,361,095,836
剰余金増加額又は欠損金減少額	215,714,431	189,599,317
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	215,714,431	189,599,317
剰余金減少額又は欠損金増加額	377,763,578	437,198,411
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	377,763,578	437,198,411
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（△）	6,307,508,673	6,382,385,975

（３）【中間注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	第29期中間計算期間 自 2024年 3月28日 至 2024年 9月27日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。

（中間貸借対照表に関する注記）

項目	第28期計算期間末 2024年 3月27日現在	第29期中間計算期間末 2024年 9月27日現在
1. 受益権の総数	947,083,444口	909,313,232口
2. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	7.7165円 (77,165円)	8.0189円 (80,189円)

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

第28期中間計算期間 自 2023年 3月28日 至 2023年 9月27日	第29期中間計算期間 自 2024年 3月28日 至 2024年 9月27日
信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 7,607,540円 (注) 当該金額は、親投資信託の運用の指図に係る権限を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額のうち、信託財産に属する額になっております。	信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用 7,488,253円 (注) 当該金額は、親投資信託の運用の指図に係る権限を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額のうち、信託財産に属する額になっております。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

第29期中間計算期間末 2024年 9月27日現在
1. 中間貸借対照表計上額、時価及び差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則として時価または時価の近似値と考えられる帳簿価額で計上しているため、中間貸借対照表計上額と時価との間に重要な差額はありません。
2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 金銭債権及び金銭債務 短期間で決済される未収入金及び、未払金等の時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

第28期計算期間末 2024年 3月27日現在	第29期中間計算期間末 2024年 9月27日現在
投資信託財産に係る元本の状況	投資信託財産に係る元本の状況
期首元本額 1,044,991,180円	期首元本額 947,083,444円
期中追加設定元本額 61,451,039円	期中追加設定元本額 27,283,134円
期中一部解約元本額 159,358,775円	期中一部解約元本額 65,053,346円

（参考）

当ファンドは、「アジア未来成長株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。なお、当ファンドの前計算期間末日及び当中間計算期間末日（以下「計算期間末日」という。）における同親投資信託の状況は次の通りです。また、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

アジア未来成長株式マザーファンド

貸借対照表

対象年月日	2024年 3月27日現在	2024年 9月27日現在
科目	金額（円）	金額（円）
資産の部		
流動資産		
預金	4,374,837	108,945,026
金銭信託	871,798	432,032
コール・ローン	192,000,000	195,000,000
株式	7,478,997,027	7,593,247,710
投資証券	273,950,670	-
未収入金	-	50,912,170
未収配当金	25,987,963	14,355,886
未収利息	26	587
流動資産合計	7,976,182,321	7,962,893,411
資産合計	7,976,182,321	7,962,893,411
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	3,092	111,845
未払金	-	54,253,431
未払解約金	3,709,621	4,438,942
流動負債合計	3,712,713	58,804,218
負債合計	3,712,713	58,804,218
純資産の部		
元本等		
元本	3,416,913,531	3,231,222,748
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	4,555,556,077	4,672,866,445
元本等合計	7,972,469,608	7,904,089,193
純資産合計	7,972,469,608	7,904,089,193
負債純資産合計	7,976,182,321	7,962,893,411

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	自 2024年 3月28日 至 2024年 9月27日
1.有価証券の評価基準及び評価方法	(1)株式 移動平均法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。 ・外国金融商品市場（以下「海外取引所」という）に上場されている株式 原則として海外取引所における計算期間末日に知りうる直近の最終相場で評価しております。 計算期間末日に当該取引所の最終相場がない場合には、当該取引所における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと委託会社が判断した場合には、委託会社は忠実義務に基づき合理的事由をもって認める評価額又は受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって認める評価額により評価しております。 (2)投資証券 移動平均法に基づき、当該投資証券の基準価額に基づいて時価評価しております。
2.デリバティブの評価基準及び評価方法	外国為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、計算期間末日において、わが国における対顧客先物相場の仲値を適用して計算しております。ただし、為替予約のうち対顧客先物相場が発表されていない通貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値によって計算しております。
3.収益及び費用の計上基準	受取配当金の計上基準 受取配当金は、株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金時に計上しております。
4.その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び第61条に基づいております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	2024年 3月27日現在	2024年 9月27日現在
----	---------------	---------------

1. 受益権の総数	3,416,913,531口	3,231,222,748口
2. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	2.3332円 (23,332円)	2.4462円 (24,462円)

（金融商品に関する注記）
金融商品の時価等に関する事項

2024年 9月27日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則として時価または時価の近似値と考えられる帳簿価額で計上しているため、貸借対照表計上額と時価との間に重要な差額はありません。
2. 時価の算定方法	株式 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。
派生商品評価勘定	デリバティブ取引については、「（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。
金銭債権及び金銭債務	短期間で決済される未収入金及び、未払金等の時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）
該当事項はありません。

（デリバティブ取引に関する注記）
（通貨関連）

（2024年 3月27日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	1,254,647	—	1,257,739	△3,092
	香港ドル	1,254,647	—	1,257,739	△3,092
合計		1,254,647	—	1,257,739	△3,092

（2024年 9月27日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	54,282,427	—	54,233,712	△48,715
	香港ドル	54,282,427	—	54,233,712	△48,715
	売建	50,830,535	—	50,893,665	△63,130
	香港ドル	50,830,535	—	50,893,665	△63,130
合計		105,112,962	—	105,127,377	△111,845

（注）時価の算定方法

為替予約取引については、以下のように評価しております。

1. 計算期間末日に対顧客先物相場が発表されている外貨については、以下のように算定しております。

（1）計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物相場が発表されている場合は、当該為替予約は当該対顧客先物相場の仲値により算定しております。

（2）計算期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

①計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに算出したレートにより算定しております。

②計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い日に発表されている対顧客先物相場の仲値により算定しております。

2. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものではありません。

（重要な後発事象に関する注記）
該当事項はありません。

（その他の注記）

2024年 3月27日現在		2024年 9月27日現在	
投資信託財産に係る元本の状況		投資信託財産に係る元本の状況	
期首元本額	3,873,705,612円	期首元本額	3,416,913,531円
期中追加設定元本額	225,720,533円	期中追加設定元本額	96,436,435円
期中一部解約元本額	682,512,614円	期中一部解約元本額	282,127,218円
期末元本額	3,416,913,531円	期末元本額	3,231,222,748円
元本の内訳＊		元本の内訳＊	
アジア未来成長株式ファンド	3,179,369,198円	アジア未来成長株式ファンド	3,007,785,226円
アジア未来成長株式ファンド（3ヵ月決算型）	237,544,333円	アジア未来成長株式ファンド（3ヵ月決算型）	223,437,522円

＊当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本であります。

4【委託会社等の概況】

（１）【資本金の額】

2024年9月末現在の委託会社の資本金の額：250,000,000円
発行可能株式総数：12,000株
発行済株式総数：5,000株
最近５年間における資本金の額の増減：該当事項はありません。

（２）【事業の内容及び営業の状況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

2024年9月末現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

ファンドの種類	本数	純資産総額（円）
追加型株式投資信託	13	88,224,415,529
合計	13	88,224,415,529

（３）【その他】

（１）定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

（２）訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

5【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第2条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 委託会社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

中間財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（令和5年1月1日から令和5年12月31日まで）の財務諸表についての監査を、有限責任 あずさ監査法人により受けております。また、当中間会計期間（自令和6年1月1日至令和6年6月30日）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)		
	前事業年度 (令和4年12月31日)	当事業年度 (令和5年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	572,927	580,329
前払費用	34,654	21,831
未収委託者報酬	113,208	100,077
未収運用受託報酬	466,779	199,607
未収投資助言報酬	2,023	2,369
未収収益	* 1 138,104 * 1	180,384
未収消費税等	-	55,032
その他の流動資産	7,700	10,013
流動資産合計	1,335,399	1,149,645
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	* 2 126,502 * 2	99,000
器具備品	* 2 36,901 * 2	29,575
有形固定資産合計	163,403	128,576
無形固定資産		
電話加入権	1,850	1,850
ソフトウェア	80	-
無形固定資産合計	1,931	1,850
投資その他の資産		
長期差入保証金	2,893	3,272
預託金	300	300
繰延税金資産	186,520	150,336
投資その他の資産合計	189,713	153,908
固定資産合計	355,048	284,336
資産合計	1,690,448	1,433,982

(単位：千円)		
	前事業年度 (令和4年12月31日)	当事業年度 (令和5年12月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	18,706	22,314
未払手数料	42,245	42,479
未払委託調査費	* 1 213,174 * 1	17,629
その他未払金	* 1 27,420 * 1	23,075
リース債務	2,265	2,265
未払費用	25,528	24,822
賞与引当金	300,497	279,930
未払法人税等	27,558	22,048
未払消費税等	33,917	-
流動負債合計	691,314	434,565
固定負債		
リース債務	3,586	1,321
退職給付引当金	96,373	104,463
役員退職慰労引当金	16,050	9,482
固定負債合計	116,010	115,266

負債合計	807,325	549,832
純資産の部		
株主資本		
資本金	250,000	250,000
資本剰余金		
その他資本剰余金	324,087	214,087
資本剰余金合計	324,087	214,087
利益剰余金		
利益準備金	62,500	62,500
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	246,534	357,561
利益剰余金合計	309,034	420,061
株主資本合計	883,122	884,149
純資産合計	883,122	884,149
負債・純資産合計	1,690,448	1,433,982

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 令和4年 1月 1日 至 令和4年12月31日)	当事業年度 (自 令和5年 1月 1日 至 令和5年12月31日)
営業収益		
委託者報酬	721,163	602,527
運用受託報酬	1,444,290	704,095
投資助言報酬	5,302	6,403
その他営業収益	* 1 549,727	* 1 851,331
営業収益合計	2,720,484	2,164,358
営業費用		
支払手数料	346,695	284,462
広告宣伝費	11,923	2,706
調査費	984,999	433,281
調査費	129,890	139,781
委託調査費	* 1 855,108	* 1 293,500
委託計算費	38,571	34,376
営業雑経費	31,670	28,994
通信費	3,405	3,066
印刷費	25,040	22,350
協会費	3,224	3,577
営業費用合計	1,413,860	783,822
一般管理費		
給料	689,359	698,099
役員報酬	48,273	48,679
給料・手当	369,414	371,433
賞与	271,672	277,987
交際費	1,666	3,759
旅費交通費	13,557	10,718
福利厚生費	64,995	65,460
人材募集費	11,346	7,519
業務関連委託費用	69,185	74,702
器具備品費	-	414
租税公課	20,095	19,403
不動産賃借料	130,164	132,401
固定資産減価償却費	51,075	42,754
退職給付費用	34,722	35,200
役員退職慰労引当金繰入額	3,373	1,719
諸経費	32,070	70,611
一般管理費合計	1,121,614	1,162,764
営業利益	185,009	217,771
営業外収益		
雑収入	2,203	2,649
営業外収益合計	2,203	2,649
営業外費用		
為替差損	15,002	38,596
その他	140	-
営業外費用合計	15,142	38,596
経常利益	172,070	181,824
特別損失		
特別退職金支出額	6,924	3,612
固定資産除却損	0	-
特別損失合計	6,924	3,612
税引前当期純利益	165,145	178,211
法人税、住民税及び事業税	34,742	31,000
法人税等調整額	34,760	36,183

時点で収益を認識しております。

(3) その他営業収益

関係会社から受領する収益は、関係会社との契約で定められた算式に基づき月次で認識しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(会計方針の変更)

1. 時価の算定に関する会計基準の適用指針

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定基準適用指針第27－2項に定める経過的な取り扱いに従って、時価算定基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお当事業年度の財務諸表に与える影響はございません。

(貸借対照表関係)

1 各科目に含まれている関係会社に対するものは以下の通りであります。

	前事業年度 (令和4年12月31日)	当事業年度 (令和5年12月31日)
未収収益	138,104 千円	180,384 千円
未払委託調査費	213,174	17,629

2 有形固定資産の減価償却累計額は以下の通りであります。

	前事業年度 (令和4年12月31日)	当事業年度 (令和5年12月31日)
建物附属設備	150,713 千円	178,214 千円
器具備品	120,944	123,953

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引に係るものは以下の通りであります。

	前事業年度 (自 令和4年 1月 1日 至 令和4年12月31日)	当事業年度 (自 令和5年 1月 1日 至 令和5年12月31日)
その他営業収益	549,727 千円	851,331 千円
委託調査費	855,108	293,500

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自令和4年1月 1日 至令和4年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度期首	増加	減少	前事業年度末
普通株式（株）	5,000	—	—	5,000

2. 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株あたり配当額（円）	基準日	効力発生日
令和4年 3月29日 定時株主総会	普通株式	100,000	20,000	令和3年 12月31日	令和4年 3月30日

当事業年度（自令和5年1月 1日 至令和5年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	5,000	—	—	5,000

2. 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株あたり配当額（円）	基準日	効力発生日
令和5年 3月31日 定時株主総会	普通株式	60,000	12,000	令和4年 12月31日	令和5年 4月3日

令和5年 9月28日 取締役会議	普通株式	50,000	10,000	令和5年 6月30日	令和5年 9月29日
------------------------	------	--------	--------	---------------	---------------

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に関する取組方針

当社は、安全性と有利性を重視した運用を自己資金運用の基本方針としています。

(2) 金融商品の内容およびそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬は、当社が運用を委託されている信託財産から回収を行っており、回収のリスクは僅少と判断しております。

また、未収収益は、親会社及び兄弟会社への債権であり、回収に係るリスクは僅少であると判断しております。

営業債務である未払手数料、未払委託調査費は、1年以内の支払期日であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

前事業年度（令和4年12月31日）

現金及び預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、未収収益、未払手数料、未払委託調査費、その他未払金は短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。

長期差入保証金

長期差入保証金は重要性が乏しいため、注記を省略しています。

当事業年度（令和5年12月31日）

現金及び預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、未収収益、未払手数料、未払委託調査費、その他未払金は短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。

長期差入保証金

長期差入保証金は重要性が乏しいため、注記を省略しています。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（令和4年12月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	572,927	—	—	—
未収委託者報酬	113,208	—	—	—
未収運用受託報酬	466,779	—	—	—
未収投資助言報酬	2,023	—	—	—
未収収益	138,104	—	—	—
長期差入保証金	—	2,893	—	—
合計	1,293,044	2,893	—	—

当事業年度（令和5年12月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	580,329	—	—	—
未収委託者報酬	100,077	—	—	—
未収運用受託報酬	199,607	—	—	—
未収投資助言報酬	2,369	—	—	—
未収収益	180,384	—	—	—
長期差入保証金	—	3,272	—	—
合計	1,062,768	3,272	—	—

（有価証券関係）

前事業年度（令和4年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（令和5年12月31日）

該当事項はありません。

（デリバティブ関係）

前事業年度（令和4年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（令和5年12月31日）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

退職一時金制度のほか、確定拠出年金制度を採用しております。なお、退職一時金制度は、退職給付会計に関する実務指針（日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第13号）に定める簡便法（期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、当期末において発生していると認められる額を計上しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

(千円)

	前事業年度 (令和4年12月31日)	当事業年度 (令和5年12月31日)
退職給付引当金の期首残高	88,739	96,373
退職給付費用	15,660	17,077
退職給付の支払額	8,026	8,987
退職給付引当金の期末残高	96,373	104,463

(2) 退職給付費用

	前事業年度 (自 令和4年 1月 1日 至 令和4年12月31日)	当事業年度 (自 令和5年 1月 1日 至 令和5年12月31日)
退職給付費用（千円）	15,660	17,077

3. 確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度は19,062千円、当事業年度は18,122千円であります。

（ストックオプション関係）

前事業年度（令和4年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（令和5年12月31日）

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (令和4年12月31日)	当事業年度 (令和5年12月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	3,646 千円	3,070 千円
未払費用否認	7,816	7,600
賞与引当金	92,012	85,714
退職給付引当金	29,509	31,986
役員退職慰労引当金	4,914	2,903
資産除去債務	21,964	21,964
税務上の繰越欠損金	31,570	-
繰延税金資産小計	191,435 千円	153,240 千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注1）	-	-
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△4,914	△2,903
評価性引当額小計	△4,914 千円	△2,903 千円
繰延税金資産合計	186,520 千円	150,336 千円

(注) 1. 税務上の繰越欠損金及び繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度（令和4年12月31日）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	26,792	4,777	-	-	-	-	31,570千円
評価性引当額	-	-	-	-	-	-	- 千円
繰延税金資産	26,792	4,777	-	-	-	-	(b)31,570千円

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 税務上の繰越欠損金31,570千円（法定実効税率を乗じた額）について、繰延税金資産31,570千円を計上しております。当該繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は、平成29年10月に合併をしたことにより生じたものであり、将来の課税所得の見込みにより、回収可能と判断し評価性引当額を認識しておりません。

当事業年度（令和5年12月31日）

該当事項はありません。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (令和4年12月31日)	当事業年度 (令和5年12月31日)
法定実効税率		
(調整)	30.62 %	30.62 %
交際費等永久に損金に算入されない項目	14.36	9.46
評価性引当金計上	0.63	△1.13
人材確保等促進税制	△3.94	-
賃上げ促進税制	-	△1.59
その他	0.42	0.34
税効果会計適用後の法人税等の負担率	42.09 %	37.70 %

(持分法損益等)

前事業年度（自 令和4年1月 1日 至 令和4年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 令和5年1月 1日 至 令和5年12月31日）

該当事項はありません。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報については、注記事項（セグメント情報等）に記載のとおり、当社は「投資運用業」の単一セグメントであり、製品・サービスの区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同じであることから、セグメント情報に追加して記載することを省略しております。

(セグメント情報等)

前事業年度（自令和4年1月 1日 至令和4年12月31日）

[セグメント情報]

当社の報告セグメントは、「投資運用業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

1. 製品及びサービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	英国	香港	米国	合計
2,117,085	53,671	9,928	539,799	2,720,484

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称	営業収益
A社	1,071,005

(注)運用受託報酬については守秘義務を負っているため、社名の公表は控えております

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

当事業年度（自令和5年1月 1日 至令和5年12月31日）

[セグメント情報]

当社の報告セグメントは、「投資運用業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

〔関連情報〕

1. 製品及びサービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	英国	米国	合計
1,256,260	56,765	851,331	2,164,358

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称	営業収益
A社	347,305

(注)運用受託報酬については顧客との取り決めにより、社名の公表は控えております

〔報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報〕

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報〕

該当事項はありません。

〔報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報〕

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

前事業年度（自令和4年1月 1日 至令和4年12月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	Barings LLC	米国 シャーロット	610,301千 米ドル	投資運用業	(被所有) 間接100%	兼業契約	*1情報提供・コンサルタント業務及び委託業務	539,799	未収収益	133,483
						運用委託契約	*2運用委託	845,345	未払委託調査費	210,669
						経費の支払	経費の立替	7,380	その他未払金	6,885

当事業年度（自令和5年1月 1日 至令和5年12月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	Barings LLC	米国 シャーロット	608,633千 米ドル	投資運用業	(被所有) 間接100%	兼業契約	*1情報提供・コンサルタント業務及び委託業務	851,491	未収収益	180,384
						運用委託契約	*2運用委託	281,926	未払委託調査費	12,892
						役務の受け入れ	事務及びIT関連サポートの支払	27,435	その他未払金	14,996
						経費の支払	諸経費等の支払	31,511		

(2) 兄弟会社等

該当なし

(注) 1. 関連当事者との取引は、すべて海外との取引であるため、消費税等は発生しておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

* (1) 情報提供・コンサルタント業務及び委託業務については、当該会社からの業務委託依頼を受

け、その役務提供の割合に応じて計算された金額を受け取っております。
 *(2) 当該会社との運用契約に基づき、予め定められた料率で計算された金額を支払っております。

2. 親会社に関する注記 Barings LLC（非上場）

（1株当たり情報）

	前事業年度 (自 令和4年 1月 1日 至 令和4年12月31日)	当事業年度 (自 令和5年 1月 1日 至 令和5年12月31日)
1株当たり純資産額	176,624.49円	176,829.89円
1株当たり当期純利益金額	19,128.33円	22,205.40円

(注)1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 令和4年 1月 1日 至 令和4年12月31日)	当事業年度 (自 令和5年 1月 1日 至 令和5年12月31日)
当期純利益金額	95,641	111,026
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株主に係る当期純利益金額（千円）	95,641	111,026
期中平均株式数（千株）	5	5

(重要な後発事象)
該当事項はありません。

中間財務諸表

（1）中間貸借対照表

（単位：千円）

当中間会計期末
(令和6年6月30日)

資産の部

流動資産

現金及び預金	735,626
前払費用	27,207
未収委託者報酬	100,428
未収運用受託報酬	97,816
未収投資助言報酬	2,491
未収収益	101,521
その他の流動資産	3,620
流動資産計	1,068,711

固定資産

有形固定資産	* 1
建物附属設備	86,461
器具備品	22,871
有形固定資産計	109,333
無形固定資産	
電話加入権	1,850
無形固定資産計	1,850
投資その他の資産	
長期差入保証金	2,408
預託金	300
繰延税金資産	150,336
投資その他の資産計	153,044
固定資産計	264,228

資産合計

1,332,940

負債の部

流動負債

預り金	15,899
未払手数料	38,181
未払委託調査費	147,372
その他未払金	31,623
リース債務	2,265
未払費用	16,314
賞与引当金	236,956
未払法人税等	9,046
未払消費税等	* 2
流動負債計	504,234

固定負債

リース債務	188
退職給付引当金	107,008

役員退職慰労引当金	11,185
固定負債計	118,382
負債合計	622,617
純資産の部	
株主資本	
資本金	250,000
資本剰余金	
その他資本剰余金	139,087
資本剰余金計	139,087
利益剰余金	
利益準備金	62,500
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	258,735
利益剰余金計	321,235
株主資本計	710,323
純資産合計	710,323
負債・純資産合計	1,332,940

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

当中間会計期間 (自 令和6年1月 1日 至 令和6年6月30日)	
営業収益	
委託者報酬	274,422
運用受託報酬	318,793
投資助言報酬	3,548
その他営業収益	297,027
営業収益計	893,792
営業費用	
支払手数料	125,718
広告宣伝費	186
調査費	239,693
調査費	79,644
委託調査費	160,049
委託計算費	17,028
営業雑経費	12,605
通信費	1,392
印刷費	10,719
協会費	494
営業費用計	395,233
一般管理費	
給料	392,597
役員報酬	37,253
給料・手当	177,337
賞与	178,005
交際費	1,838
旅費交通費	7,079
福利厚生費	34,597
人材募集費	3,095
業務関連委託費用	28,554
器具備品費	33
租税公課	9,600
不動産賃借料	65,101
固定資産減価償却費	* 1 19,243
退職給付費用	15,040
役員退職慰労引当金繰入額	1,702
諸経費	34,991
一般管理費計	613,476
営業損失(△)	△ 114,917
営業外収益	
為替差益	14,521
雑収入	2,050
営業外収益計	16,571
営業外費用	
雑損失	5
営業外費用計	5
経常損失 (△)	△ 98,351
税引前中間純損失 (△)	△ 98,351
法人税,住民税及び事業税	* 2 475
法人税等合計	475
中間純損失(△)	△ 98,826

(3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 令和6年1月1日 至 令和6年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本							純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本 合計	
		その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰 余金	利益剰余金 合計		
					繰越利益 剰余金			
当期首残高	250,000	214,087	214,087	62,500	357,561	420,061	884,149	884,149
当中間期変動額								
剰余金の配当		△ 75,000	△ 75,000				△ 75,000	△ 75,000
中間純損失(△)					△ 98,826	△ 98,826	△ 98,826	△ 98,826
当中間期変動額合計		△ 75,000	△ 75,000		△ 98,826	△ 98,826	△ 173,826	△ 173,826
当中間期末残高	250,000	139,087	139,087	62,500	258,735	321,235	710,323	710,323

〔注記事項〕
（重要な会計方針）

項 目	当中間会計期間 （自 令和6年1月 1日 至 令和6年6月30日）
1. 固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産（リース資産を除く） 定額法によっております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりです。 建物附属設備 5～15年 器具備品 3～15年 (2)無形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。 (3)リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
2. 引当金の計上基準	(1)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 なお、退職給付債務の見込額は、簡便法により計算しております。 (2)役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金支給に備えるため、当社内規に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。 (3)賞与引当金 従業員に対して支給する賞与に備えるため、支給見込額に基づき当中間会計期間に帰属する額を計上しております。
3. 収益の計上基準	当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。 (1)委託者報酬 当該報酬は投資信託の信託約款に基づき日々の純資産価額を基礎として算定し、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。 (2)運用受託報酬 対象顧客との投資一任契約に基づき月末時点の純資産価額または日々の純資産価額に対する一定割合として運用期間にわたり収益として認識しております。またファンドの運用成果に応じて受領する成功報酬は、投資一任契約のもと、報酬を受領することが確実であり、将来返還する可能性が無いことが判明した時点で収益を認識しております。 (3)その他営業収益 関係会社から受領する収益は、関係会社との契約で定められた算式に基づき月次で認識しております。
4. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末 (令和 6年6月30日 現在)	
*1 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。	
建物附属設備	190,754千円
器具備品	130,657千円
*2 消費税等の取扱い	
仮受消費税及び仮払消費税は相殺のうえ、流動負債の「未払消費税等」に含めて表示しております。	

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自 令和6年1月 1日 至 令和6年6月30日)	
*1 減価償却実施額	
有形固定資産	19,243千円
*2 当中間会計期間における税金費用については、簡便法による税効果会計を適用しているため、法人税等調整額は「法人税、住民税及び事業税」に含めて表示しております。	

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間末
(自 令和6年1月 1日
至 令和6年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項				
株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当会計期間
普通株式（株）	5,000	—	—	5,000

2. 配当に関する事項
配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株あたり配当額（円）	基準日	効力発生日
令和6年 3月26日 定時株主総会	普通株式	75,000	15,000	令和5年 12月31日	令和6年 3月27日

(金融商品関係)

当中間会計期間 (自 令和6年1月 1日 至 令和6年6月30日)	
1. 金融商品の時価等に関する事項	
現金及び預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、未収収益、未払手数料、未払委託調査費、その他未払金は短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。	
長期差入保証金	
長期差入保証金は重要性が乏しいため、注記を省略しています。	

(収益認識関係)

当中間会計期間 (自 令和6年1月 1日 至 令和6年6月30日)	
顧客との契約から生じる収益を分解した情報については、注記事項（セグメント情報等）に記載のとおり、当社は「投資運用業」の単一セグメントであり、製品・サービスの区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益の区分と同じであることから、セグメント情報に追加して記載することを省略しております。	

(セグメント情報等)

当中間会計期間 (自 令和6年1月 1日 至 令和6年6月30日)	
---	--

セグメント情報

当社の報告セグメントは、「投資運用業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

1. 製品及びサービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：千円)

日本	英国	米国	合計
566,992	29,772	297,027	893,792

(注)売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため記載はありません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

項目	当中間会計期間 (自 令和6年1月 1日 至 令和6年6月30日)
1株当たり純資産額	142,064.68 円
1株当たり中間純損失 (△)	△19,765.21 円

(注)

- 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、1株当たり中間純損失であり、また、潜在株式が存在しないため、記述しておりません。
- 1株当たり中間純損失の算定上の基礎は、次のとおりであります。

当中間会計期間 (自 令和6年1月 1日 至 令和6年6月30日)	
中間純損失 (△) (千円)	△98,826
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-
普通株式に係る中間純損失 (△) (千円)	△98,826
期中平均株式数 (千株)	5

(重要な後発事象)

当中間会計期間 (自 令和6年1月 1日 至 令和6年6月30日)
該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2024年3月19日

ベアリングス・ジャパン株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 松井 貴志
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているベアリングス・ジャパン株式会社の2023年1月1日から2023年12月31日までの第39期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ベアリングス・ジャパン株式会社の2023年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2024年9月27日

ベアリングス・ジャパン株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 松井 貴志

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているベアリングス・ジャパン株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの第40期事業年度の中間会計期間（2024年1月1日から2024年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ベアリングス・ジャパン株式会社の2024年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2024年1月1日から2024年6月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2024年12月11日

ベアリングス・ジャパン株式会社

取締役会御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 松井 貴志

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている「アジア未来成長株式ファンド」の2024年3月28日から2024年9月27日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、「アジア未来成長株式ファンド」の2024年9月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2024年3月28日から2024年9月27日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ベアリングス・ジャパン株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に

注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ベアリングス・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。